

俱知安町新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の町内発生に備えた対策の構築及び町内発生時の危機に対応するために設置する俱知安町新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本部は、新型コロナウイルス感染症が町内に発生した場合又は発生のおそれがある場合に設置する。

(所掌事項)

第3条 本部は、新型コロナウイルス感染症に関し次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町内発生に備えた適切な情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 町内発生時の危機対策の実施及び健康被害対策に関すること。
- (3) 関係機関等の連絡調整に関すること。
- (4) その他必要とする事項

(組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第5条 本部に本部会議を置く。

- 2 本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(解散)

第7条 本部は、新型コロナウイルス感染症による被害の拡大の危機がなくなつたと本部長が認めたときに解散する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月9日から施行する。

別表（第4条関係）

	職 名
本部員	統括監
	総務課長
	総合政策課長
	総合政策課参事
	税務課長
	住民環境課長
	福祉医療課長
	農林課長
	観光課長
	まちづくり新幹線課長
	まちづくり新幹線課参事
	建設課長
	水道課長
	会計管理者
	学校教育課長
	社会教育課長
	議会事務局長
	農業委員会事務局長
羊蹄山ろく消防組合倶知安消防署長	